

第 35 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 5 月 30 日（木） 16:00～18:15

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷 浩

（委 員） 竹原 功、椿 広計

（専 門 委 員） 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻を少し回りましたが、第35回「産業統計部会」を始めさせていただきます。

私は、統計委員会の委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます早稲田大学の西郷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただきましてありがとうございます。今回の審議案件は、5月17日の第64回統計委員会において総務大臣から諮問されました「農林業センサスの変更」についてです。

今回、審議をお願いいたします委員及び専門委員については、お手元の資料4-1というものが今日の配布資料の後ろから2枚目のところがございます。そこに名簿をお配りしておりますが、名簿の順に一言御所属とお名前ぐらいの自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、竹原委員からよろしくお願いいたします。

○竹原委員 ニッセイ基礎研究所の竹原です。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 次の椿委員なのですが、所用で遅れてみえるそうなので、次の専門委員の岩村様、よろしくお願いいたします。

○岩村専門委員 岩村と申します。

農業政策が変わるたびに、変化に対応できない負債農家が出てまいりました。負債農家対策に取り組んでまいりましたが、人と同じ、病気になる前に察知し、早く治さなければいけないということで、簿記の記帳から農家の経営健康診断とか分析とか、経営分析の仕組みづくりに全国44府県指導してまいりました。今回、現場のこととかでお手伝いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○西郷部会長 納口専門委員、よろしくお願いいたします。

○納口専門委員 筑波大学の納口でございます。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 橋口専門委員、よろしくお願いいたします。

○橋口専門委員 明治大学農学部の橋口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西郷部会長 審議協力者として、各府省、地方公共団体からも参加しておられる方がございます。

席順に一言自己紹介をお願いします。

それでは、財務省の方からよろしくお願いいたします。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省大臣官房の山川と申します。よろしくお願いいたします。

○原田厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課課長補佐 厚生労働省大臣官房統計情報部課長補佐の原田と申します。よろしくお願いいたします。

○齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官補佐 農林水産省統計部の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○鈴木経済産業省大臣官房統計指標専門職 経済産業省調査統計グループの鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○平沢課長補佐 国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐の平沢と申します。よろしくお願いいたします。

○川島千葉県総合企画部統計課課長 千葉県統計課長の川島と申します。よろしくお願いいたします。

○伊熊静岡県企画広報部統計調査課課長 静岡県統計調査課長の伊熊です。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

続きます、事務局、調査実施者にも自己紹介をお願いします。

まず、統計委員会担当室からよろしくお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 統計委員会担当室の村上と申します。審議のほどを何とぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官 統計委員会担当室調査官の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官補佐 統計委員会担当室の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

- 西郷部会長 それでは、政策統括官室、お願いいたします。
- 山田総務省政策統括官付審査官 総務省政策統括官室の山田と申します。よろしくお願いいたします。
- 金子総務省政策統括官付調査官 同じく政策統括官室の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 佐藤総務省政策統括官付副審査官 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 濱総務省政策統括官付主査 同じく濱と申します。よろしくお願いいたします。
- 岩濱農林水産省センサス統計室長 農林水産省センサス統計室長の岩濱でございます。よろしくお願いいたします。
- 大石農林水産省センサス統計調整官 センサス統計室の大石と申します。よろしくお願いいたします。
- 坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 センサス統計室の坂井と申します。よろしくお願いいたします。
- 星下農林水産省センサス統計室課長補佐 同じくセンサス統計室の星下と申します。よろしくお願いいたします。
- 鹿野農林水産省センサス統計室係長 同じくセンサス統計室の鹿野と申します。よろしくお願いいたします。
- 西郷部会長 どうもありがとうございました。
それでは、審議の方に入らせていただきます。
まず最初に、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。
統計法では、農林業センサスも基幹統計調査の一つになるわけですが、その計画を承認する際の基準が法律で定められております。
そこで、総務省統計審査官室がその基準に則して事前に審査した結果が資料3-1の「審査メモ」として、本部会で示されております。
今回、「審査メモ」では、農林業センサスの前回答申、平成21年1月の答申において示されました今後の課題への対応状況について事前審査した結果なども整理しております。
つきましては、部会の審議は、この審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、その点、御了解をお願いいたします。
それでは、審議に入ります前に、本日の配布資料や、今後のスケジュールなどについて、総務省の金子調査官に御説明をお願いいたします。
- 金子総務省政策統括官付調査官 それでは、まず、資料について御説明いたします。
お手元の議事次第を御覧いただければと思います。
議事次第4「配布資料」というところで記載してございますけれども、配布資料は資料1から4の4種類ございます。
資料1の「統計委員会諮問資料」は、去る5月17日の統計委員会に諮問を行った際の資料一式でございまして、諮問文と承認申請書類ということでございます。

資料2の「統計委員会諮問資料の参考」は、統計委員会への諮問の際に、私どもが諮問の概要の説明用に使用した参考資料や、また、前回の農林業センサスに係る統計委員会答申における課題の部分を抜粋したものなどがございます。

資料3は、部会審議に使用する各種資料として私どもが作成いたしましたもので、先ほども部会長の方からもお話がございました審査メモや、また審査メモで示された論点に関する農林水産省の回答等でございます。

資料4は「その他」ということで、本部会の構成員名簿や今後の審議予定に関する資料でございます。

不足等がもしございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、今後の審議のスケジュールについて御説明いたします。

審議のスケジュールにつきましては、資料4-2という、一番最後の1枚紙を御覧いただければと思います。

私どもといたしましては、今回の農林業センサスにつきましては、希望ということでございますけれども、8月の統計委員会で答申をいただきたいと考えているところでございまして、そのため、本日を含めまして、7月までの間に4回部会審議をお願いしたいと考えております。

審議に当たりましては、一定の事項ごとに最初に私どもの方から審査メモの内容や論点について御説明をいたしまして、その後、調査実施者である農林水産省から必要に応じて補足の説明をしていただくという形で進めたいと考えております。

その説明の後に、皆様方に御審議をお願いしたいと考えているところであります。

審議の順番につきましては、本日の第1回目の部会では、前回の農林業センサスに係る統計委員会答申において示されました今後の課題への対応状況、主としてこちらの御審議をお願いしたいと考えております。

6月13日に開催する予定の第2回目の部会におきましては、順次、個別の調査事項や調査方法等の変更について、御審議をいただきたいと考えております。

7月12日に開催する第3回目の部会におきましては、1回目、2回目の部会で審議し切れなかった事項や、それまでの部会審議で宿題が出されていることがあれば、それらの審議を行うことを予定しております。

これらの3回の部会によりまして、おおむね審議を終えたいと考えております。

3回目の部会が終了しましたら、7月30日に開催予定の第4回目の部会までの間に、部会長の御指示に基づきまして、答申の骨子案を作成いたしまして、委員・専門委員の皆様方にメールでお送りさせていただき、そこで御意見をいただきたいと考えております。

いただいた御意見を踏まえまして、答申案を作成いたしまして、事前に委員・専門委員の皆様方に御覧いただいた上で、第4回目の部会において、答申案についての最終的な審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

ただ、もしスケジュールの関係などによりまして、日程がタイトになる場合には、直接

答申案を作成する場合もございますので、その点はあらかじめお含みおきいただければと思います。

以上、4回の部会を経た上で、8月26日に開催予定の統計委員会において、答申をいただく予定にしております。

なお、調査事項の変更等に伴いまして、新たに作成される統計様式案につきましては、本日、資料3-2の別添という形でお配りしているところでございますが、部会審議の中で全ての様式案を一つ一つ審議することは、審議の時間の制約上、困難であります。

そのため、大変恐れ入りますが、本日の部会終了後、統計様式案の適否等について御検討いただきまして、御意見等がございますれば、次回の部会までに事務局である私ども政策統括官室まで御連絡をくださいますよう、お願いいたします。

御意見のあった様式案について、次回以降の部会で御審議をさせていただく予定です。

この関係につきましては、本日の部会の最後に私どもの方からもう一度改めて御連絡をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

審議に入ります前に、椿委員がお見えですので、所属とお名前の自己紹介をよろしくお願いいたします。

○椿委員 遅くなりまして大変恐縮でございます。統計数理研究所の椿と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

○西郷部会長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、農林業センサスについての諮問の概要について御説明いただきます。引き続きまして、調査実施者である農林水産省から、補足的な説明をお願いいたします。

それでは、金子調査官、よろしくお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、諮問の概要について、御説明をさせていただきます。

初めに、農林業センサスについて、簡単に御説明をさせていただければと思いますが、お手元の資料2の7ページを御覧いただければと思いますが、こちらに「2015年農林業センサスの概要」という資料があるかと思えます。

農林業センサスは、農林水産省が実施する基幹統計調査でございまして、1950年、年号で申しますと昭和25年に第1回目のセンサスが実施されまして、以来、現在まで5年ごとに実施されており、次回の2015年のセンサスは第14回目ということになります。この調査の目的につきましては、冒頭の「調査の目的」という欄に記載されておりますとおり「我が国の農林業・農山村の実態を明らかにし、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備する」ということではございますが、端的に申し上げますと、

農林業の基本構造の把握、さらに後続する農林業関係の統計調査の母集団情報の整備・提供を目的にしているものということでもあります。

調査の内容、方法につきましては、その下の「調査の対象」「主な調査事項」「調査の流れ」といったところで記載しているところがございますが、まず農林業経営体に対して、経営耕地面積あるいは農業労働力、農畜産物の生産状況等について、また市区町村や農業集落の精通者に対して、森林林野面積あるいは農業集落の立地条件等について、調査員や郵送といった形で調査をしている全数調査であります。

調査結果につきましては、各種交付金の算定あるいは農林業関係事業における各種基準の設定など、そういった際の基礎資料として幅広く利用されているところであります。

今回の諮問事項でございますが、調査計画内容の変更を承認することです。具体的な変更内容につきましては、資料2の1ページ以降に順次記載しているところであり、その詳細につきましては、後ほど調査実施者である農林水産省の方から御説明があらうかと思っておりますが、大まかに申し上げますと、農林水産省の各種施策をより一層推進するための実態把握の充実、あるいは地方公共団体の実査体制の現状を踏まえた調査の効率的な実施の観点から、調査票の様式、調査事項、調査方法、調査時期等を変更するというところであります。

今回、御審議をお願いしたい事項といたしましては、こうした調査計画内容の変更の適否のほか、平成22年に実施されました前回の農林業センサスに係る統計委員会答申で指摘された今後の課題への対応状況の適否につきましても御審議をいただきたいと考えております。

今後の課題の具体的な内容につきましては、資料2の9ページを御覧いただければと思います。こちらに「諮問第12号の答申 2010年世界農林業センサスの計画について」における今後の課題というタイトルの資料があらうかと思っておりますけれども、この中でその課題部分を抜粋したものでございますが、3点課題が指摘されております。

1点目は「農林業経営体調査」について、インターネット申告の併用を可能とすることを検討すること。

2点目は「農林業経営体調査」について、農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討すること。

3点目は「農業集落」としての集落機能を維持する上で、有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などを活用できるよう、検討すること。

以上の3点であります。

こうした前回の農林業センサスに係る統計委員会答申で指摘された課題への対応状況についても御審議をいただきたいと考えているところでございます。

それから資料2の6ページ目、諮問の概要の一番最後の部分でございますけれども、こちらに東日本大震災関係の記述がございます。

記載のとおり、一昨年、東日本大震災で東北の岩手、宮城、福島といった地域では非常

に大きな被害を受けまして、これらの地域では、依然として復興途上の地域もあるということから、農林業センサスの実施に当たりましては、そうした状況への配慮というものが必要となっております。

そうした点についても、御審議をいただきたいと考えているところでございます。

諮問の概要に関する私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省センサス統計室長の岩濱さんから、補足説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料2と主に資料1-6~8が調査票でございます。あと、資料1-10が新旧のセンサスの比較でございます。このあたりを見ていただきながら、御説明を進めてまいりたいと思っております。

まず「諮問の概要」という資料2を見ていただければと思います。

1ページ目の主に(1)から始めさせていただきます。具体的な変更点ということになってまいりますけれども、まず農林業経営体調査票にOCR対応を図ってまいりたいということでございます。

これまで既に、その上の表にございます「農山村地域調査票」あるいはその中の「市区町村用」「農業集落用」につきましては、既にOCR化を図っております。今回、一番客体の多い、おおむね173万ございしますが、その農林業経営体調査票についてOCR化を図って、都道府県段階等の労力の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、OCR化に当たりましては、これまでの経験も踏まえ、欄の大きさですとか、そういったことに配慮しながら、誤記入のない対応をとっているところでございます。

(2)「調査事項」ということになります。

概要としては、農林業に関する実態把握の充実ということで、近年攻めの農林水産業ということで進めております6次産業化に関する事項、あるいは担い手の育成ということで、林業関係につきましても、受委託の状況ですとか、東日本大震災を踏まえた対応といったところで具体的にこの後項目を御説明してまいります。

2ページ目を御覧いただければと存じます。

まず、農林業経営体調査の主な変更事項でございます。調査票としては資料1-6、新旧対照表は1-10でございます。

まず「農業経営の雇用に係る調査項目の追加」というところで、この部分は調査票でまいりますと4ページのやや下の方になります。雇用の部分につきまして、今、男女別まではこれまでも分けておりますけれども、それを年齢階層別に分けさせていただきます。

現在、担い手の育成をやっておりますけれども、雇用における就農を通じて、今後、自律的な経営に発展していくということを踏まえまして、新規学卒を対象とした15~24歳あるいはその後、現在、私どもで行っております青年就農の給付金等の政策で区切っております44歳、それから生産年齢人口までの64歳の区切りという形で区切りをつけて把握をし

てまいりたいと思っっているところでございます。

次に、資料2の2ページ目の2つ目の欄になりますが、農産物の生産に係る調査項目の変更ということで、これについては調査票の6～7ページになります。この部分で6ページの左の下の工芸農作物、それから7ページにかけての野菜類、7ページの果樹類、この3つにつきまして、品目別の内訳をつくって延べ面積を把握したいと考えているところでございます。

これにつきましては、現在、日本経済の再生に向けた取り組みの中で、攻めの農林水産業の展開、それから産業競争力会議においても検討が進められております。そういった中で、6次産業化等あるいは人・農地プランといった形で地域に密着した政策がとられておりますけれども、そういった中で、こうした戦略的な品目について、その生産の動向が、今後、担い手の動向も含めて、地域間での動きが非常に大きくなっていくのではないかとということが想定されるものですから、そここのところで作付延べ面積の状況の変化を把握してまいりたいと思っております。

加えまして、東日本大震災の際に、やはり災害を受けられた地域の市町村別等でも、さらにはもっとより小さな地域でのデータということがいろいろ問われたわけでございますけれども、特に市町村別等の小地域については、被災前の生産構造というのはどうなっていたのかということで、野菜や果樹の動向といったところが前回のセンサスではなかったことから、なかなかその部分が具体的に提示できなかったというところもございました。

さらには、激甚災害のときに、私どものそういったデータを加えながら、生産農業所得統計の結果を使って、激甚災害の指定の基準をつくっております。そういったときに、こういった市町村別の作付延べ面積の動向というものが、その推定額をつくっていくときに非常に参考になっております。

そういった部分で、現在、18年以降、そういった数字がございません。

そういった中で、前回の2010年センサスの際に、実を言うとこの部分、ちょっと内容を簡素化したのですが、その際には、できれば考えておりましたことは、作物統計調査という基幹統計を見直していくことによって何とかできないかと思っておりましたが、そここのところもなかなか予算的な事情で、大規模な調査で把握していくことは難しくなりました、目途がちょっと立たないということがありまして、今回、センサスでそういった部分をフォローしてまいりたいということで、この項目を設けさせていただきたいと思っっているところでございます。

次の3番目になりますけれども、これは農業経営の特徴にかかわる設問の追加ということでございます。農業生産に関連した売り上げ合計金額につきまして、農産物の加工それから観光農園、農家民宿、農家レストラン等の関連事業ごとの割合を把握してまいりたいということでございます。

調査票の11ページの右下の方になります。これは6次産業化に絡む調査事項でございますが、現在、一般統計調査で6次産業化総合調査というものを始めておりますけれども、

その母集団の整備という形で整理してまいりたいと思っているところでございます。

その関連で、少し飛ばさせていただきますが、諮問の概要の2ページの下のイの部分になりますけれども、市区町村用という農山村地域調査票がございます。そこでもその関連の部分がありまして、市区町村内にある産地直売所ということで、これを地方公共団体あるいは第3セクター、農業協同組合、その他の産地直売所の数ということで、そういったところが取り込まれている産地直売所を把握してまいりましたが、こちらの方につきましては、そういう公共団体ですとか第3セクター、あるいは農業協同組合でやっていらっしゃるような、ある程度大きい、大中規模というところの状況につきましては、6次産業化調査で把握が十分にできるという状況になってまいりましたので、この農山村地域調査の市区町村用からは削除をしたい。

一方で、上に戻りますが、農林業経営体調査の方につきましては、個別の農業経営体を実施するこういった6次産業の取り組み。その中には、やはりそういった取り組みについては標本設計をいたしまして、現実には、今、実施をしておりますが、より効率的な調査を実施したいと考えておりまして、その標本設計に利用するために、新たにこの部分を把握させていただきたいということでございます。

それから、農林業経営体調査の「林業作業に係る調査項目の追加」ということでございます。

調査票でまいりますと、12ページの左側の中段のところになります。保有山林のうち、ほかにまかせている山林面積、あるいはほかからまかされている山林面積ということで、これまでは、農業の方では受委託ということで把握してまいりましたけれども、山林についても担い手の育成という中で、受委託ということが非常に重要な部分になっております。規模の拡大ということも含めて、その部分を新たに把握させていただきたいということでございます。

先ほどのイは飛ばさせていただきます、ウにまいります。「農山村地域調査票」ということで、農業集落用でございます。調査票といたしましては、資料1-8になります。まず、調査票で言いますと2ページ目になります。最寄りの生活関連施設への所要時間を把握させていただきたいと思っております。

これにつきましては、生活関連施設ということで、農業集落で生活するには必要不可欠なものという観点で、公的機関、学校、スーパーを設定していますけれども、そのほかにも公民館についても集落住民が教育・文化、健康、福祉等のさまざまな活動を行う上で必要なものとして設定をしております。そういった形で、そのアクセス時間を把握したいということ。

もう一点、次に調査票の最後の4ページになりますけれども、事項としましては「活性化のための活動状況」に係る設問の追加ということで、伝統的な祭り・文化・芸能の保存ですとか、高齢者等への福祉活動、グリーン・ツーリズムの取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組など、集落単独あるいは複数の農業集落で活動が行われている、

いない、あるいは都市住民との交流、NPO・学校・企業との連携ということで、新たな動きも含めて把握をしてみたいと思っています。これらにつきましては、現在、当省で進めております農山漁村の持つ豊かな自然や食、観光、教育、健康を活用しながら都市と農山漁村の共生・対流ということも進めております。

また、個別の担い手を育成していくに当たって、地域のコミュニティーというものがきちんとした形で存在していかないと、なかなか担い手の育成が農業をやっていくに当たっては育成できないということも踏まえて、そういった形でこういった活動をしっかりと捉えてみたいという趣旨で設定をさせていただきたいということでございます。

調査事項としましては、主なところは以上でございます。

次に、諮問の概要の3ページに戻らせていただきますが、(3)につきましては、前回のセンサスの課題の中で3点ありましたうちの1つのオンライン調査ということになりますので、後ほど、また御説明させていただく機会がありますので、飛ばさせていただきます。

(4)の調査の実施時期の変更でございます。

豪雪地帯の実査は2月1日現在で行いますので、そういったところで実査が非常に難しい場合がございます。そういったことも含めて、現在、2月1日の調査で1月15日から調査票を配布しておりましたが、今回から1カ月早めて、12月15日に変更したいということでございます。

イになりますが、農山村地域調査票を用いる調査ということでございます。これにつきましては、従来、農林業経営体調査と同じ時期、2月1日現在で実施をしてみたい。両方の調査で調査員を使っておまして、そういったところで調査員の確保が難しいといったようなこともございまして、そういった観点から、時期をずらして実施をしてみたい。調査自体は2月1日で同じでございます。ただ、調査票の配布開始時期を1月15日から4月1日、回収期限を2月末日から6月末日としたいということでございます。

(5)になりますが、そのほかにも調査票のデザイン・レイアウト、あるいは設問や選択肢の文言等について改善を図りたいと思っております。

また、2015年センサスの準備実査を行う平成26年度は、経済センサスあるいは全国消費実態調査の大規模な周期調査が予定されております。そういったことも含めて、都道府県・市町村の中で余裕を持っていただくということも踏まえて、調査準備のスケジュールの早期化(約6カ月程度)を図ってみたいと思っております。

6ページ、先ほども御説明がありましたけれども、(3)でございます。

東日本大震災で大きな被害を受けられた岩手県、宮城県、福島県等の地域におきましては、福島第一原子力発電所の事故によって、そのほかにも当然津波もございまして、大きな被害が生じております。そういった中で、現在、県、市町村等におかれても非常に事業の推進が困難な状況にございますので、そういったことも含めて、あるいは調査客体の方々の状況も含めて、漁業センサスで既にそういった具体的ないろいろな対応を図っておりますが、同じように各県の状況を踏まえまして、1つとして、例えばで申し上げますと、場

合によっては一部郵送を取り入れるとか、そういうこと含めて、そういったことをしながら、現場の状況に配慮した対応を図ってまいりたいと思っている状況でございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

以上、概要説明と補足説明をしていただきましたけれども、詳細な議論につきましては、基本的に個別事項の審議のところで行いたいと思いますが、総論的な話で、特にここで発言をしておきたいという方がおられましたら、どうぞ御発言ください。

ございませんか。それでは、私の方から1点だけ確認をさせていただきます。

先ほどの説明でも部分的にはお答えはあったと思うのですが、資料2「諮問の概要」の2ページにございます表の上から2つ目の項目です。すなわち、工芸農作物、野菜類、果樹類の作物について、前回のセンサスでは作付面積を調査しないことにしたものの、一部をここでまた復活すると。そういたしますと、前回調査しないことにするとした理由と、今回それを復活させる理由とがきちんと整合性がとれている必要があるかと思えます。前回、作付面積をとらなくなったという理由と、今回復活させるという理由とがどのように整合的であるのかということについて、一旦ここで確認をさせていただきます。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 若干、先ほども説明の中に含めてはいたのですけれども、前回の中では、実を申しますと、作物統計をある程度、今現在、調査の取りまとめのあり方を将来的に見直そうという、前回、作物統計が統計委員会で議論をされましたときに、標本調査化ということを取り入れられないかという、統計理論にのっとった調査に移行できないかという御議論がございました。その方向の中で、統計調査、大規模な標本統計調査によって数値がつかれないかということを私どもとしては考えていたというのが5年前の状況の中ではございました。

そういったところも踏まえて、例えば具体的に申しますと、先ほどの激甚災害の推定の際に利用する場合においても、そういった作物統計の見直しを図られるのであれば、そういったことで、作物統計調査が利用できるのではないかとすることを想定していたわけですけれども、予算的に非常に困難だということが明らかになってまいりました。ではどうするかということで、5年前の段階では、一部取り方を変えてもやむを得ないと思ってまいりましたその部分について見直しをかけて、5年に一度はある程度、主要な品目につきましては、作付面積の状況を把握して、推定をしていくに当たっての参考としてまいりたいという考え方です。今回そういったことも含めて、提案をさせていただきました。

さらには、今の状況としては、非常に農政を取り巻く状況はこれから大きく変わろうとしているときで、そういった中で、野菜ですとか、果樹ですとか、工芸農作物ですとか、そういったものを6次産業化あるいは輸出の促進といった状況の中で、状況が大きく変わっていくであろうと思っております。そういった中で新しい政策の動きで対応していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

恐らく、個別の審議の中で、データに基づいた検証等も示していただけると期待していますので、また細かい議論はそちらの個別の審議の方でさせていただければと思います。

ほかに今の時点で何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 今のお話とも絡むのですが、時代環境の変化に応じて項目を変えろということについては当然のことだと思いますし、一定の予算制約の中でできる調査もあれば、できない調査もある。簡略化することも当然だと思いますが、先ほどの工芸作物、野菜、果樹等だけでなく、ほかにも幾つか今回復活させるとか、あるいは逆に、一方では一般統計調査、6次産業総合調査があるので今回はやめてしまうと、結構な品目というか、調査項目が復活したり、あるいは廃止されたりしている。そのことについては、今、座長が言われたように、個別の議論のときにお答えをいただければいいと思うのですが、私は素人なりに、センサスはできるだけ廃止の方向はあるにせよ、復活がセンサスであるというのは、正直言って、少し解せない。やはり長年月の間、きちんきちんと必要なデータを取り続けていくというのがセンサスだろうと思っていますので、センサスと一般調査、その他の調査の位置づけも含めて、個別審議のときに、今回改廃された部分については、是非、御説明をいただきたいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の時点での回答をどうするというイメージではなくて、個別の審議の中で、非常に大枠の話だともとれるわけですがけれども、どういう判断の基準でもって、そのセンサスの中に調査項目を復活したり、あるいは一般統計の方に役割分担としてセンサスから外したりとか、基準がどんなところにあるのかということまで含めて、個別審議のときの説明してほしいという理解でよろしいですか。

○竹原委員 はい。

○西郷部会長 ほかにございますか。

それでは、全体的な説明というのはこれまでということにいたしまして、個別の審議に入らせていただきたいと思います。

本日は、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、前回答申において示された今後の課題への対応状況について御審議いただければと思います。

審査メモにおいては、26ページからの「5 前回答申における今後の課題への対応状況」の「前回答申における今後の課題（抜粋）①」がございますので、そちらを御覧ください。

審議の関連資料といたしましては、資料3-2の15ページから、資料3-3、資料2の9ページもあわせて御覧いただければと思います。

それでは、前回答申において示されました今後の課題への対応状況について、1項目ごとに少し詳細に順を追って審議をさせていただきたいと思います。

まずは、前回答申における「農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討すること」との指摘についてです。

審査資料3-1の審査メモに沿って、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、御説明させていただきます。

先ほど、諮問の概要の御説明のところでも若干触れさせていただきましたけれども、平成22年の前回の農林業センサスに係る統計委員会の答申においては、3つの事項が今後の課題ということで掲げられておりました、そのうちの1つ目が、審査メモの26ページを御覧いただければと思います。そのの枠書きに記載されております農林業経営体調査についてのインターネット申告、すなわちオンライン調査の併用を可能とするものの検討であります。

この事項は、前回の農林業センサスに係る部会審議を行った際に、当時、世帯等においてパソコンの普及が進みつつあり、また、国勢調査等他の統計調査においてもオンライン調査の導入が始まっていたこと等を踏まえまして、報告者の利便性の向上といった観点から記載されたものであります。

農林水産省はこの指摘を受けまして、審査メモの26ページの「審査結果」という部分に記載しておりますけれども、今回、農林業経営体調査につきまして、従来の調査員調査に加え、全国の農業地域別におおむね1～2市町村、全国で10～20市町村を選定いたしまして、当該市町村の全ての農林業経営体、およそ約1万～2万経営体になるかと思っておりますが、こちらを対象といたしまして、オンライン調査を試験的に導入することとしております。

これにつきまして、私どもといたしましては、オンライン調査の適切な実施及び次回の2020年のセンサスにおけるオンライン調査の導入対象地域の拡大といった観点から、何点かさらに確認あるいは検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

なお、具体的に申し上げますと、審査メモの26ページの下の方から27ページにかけて「論点」ということで記載させていただいております。

まず1点目といたしまして、農林業経営体におけるパソコン等の普及の現状やその分析結果はどうなっているかということ。

2点目といたしまして、今回、オンライン調査の対象とする市町村の選定の基準、考え方。特に農林水産省では、農業地域別を今のところ予定されているようですけれども、例えば都市地域と中山間地域では、パソコンの普及率も違うのではないかと考えられますが、こうした地域類型を勘案しているかどうかといった点であります。

3点目といたしまして、オンライン調査の試験的導入の目的及び具体的な検証事項といったこと。

4点目といたしまして、試験的導入を行う市町村におけるオンライン調査の適切な実施の観点からの各種の対応の内容。

5点目といたしまして、次回のセンサスにおいて、オンライン調査の導入対象地域の拡大を図るために有用な情報を得る方策に関する検討の必要性。

これにつきましては、オンライン調査の実施に伴う問題あるいは課題の把握のみならず、

オンライン調査の導入の効果、例えばそういうものを導入することによって、調査票の記入時間の短縮、あるいは市町村の審査時間の短縮、調査結果の集計時間の短縮、あと記入的な面で言えば誤記入の減少とか、調査員の稼働時間の減少といった効果的な面についても把握することが有用ではないかと考えているところであります。

6点目といたしまして、オンライン調査か調査員調査かといった、いわゆる調査モードの違いによる回答の偏りの有無といったようなものがあるかどうかということについての検証の必要性。これにつきましては、特にオンライン調査で報告するとなると、通常、調査員において回収時に行っている回答内容のチェックというものが行われなくなるということで、記入漏れとか誤記入の可能性が出てくるわけですが、そういったようなものがシステマ的、あるいは市町村の審査といったような部分で十分にカバーされるかどうか。そういったようなものがカバーされないと、もしかすると回答に偏りが出る可能性がなきにしもあらずといったことで、そういったカバーが十分かどうか。さらに、事後的な検証の必要性も確認、検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

なお、この農林業経営体を対象とするオンライン調査の試験的導入に関しましては、5月17日の統計委員会において、樋口委員長自ら関心を示されまして、オンラインに回答する農業経営体とそうではない経営体とで、例えば年齢等に偏りというか、ばらつきがあると、調査の仕方によって発生する回答状況の違いというものが、表章結果に有意な偏りをもたらす可能性があるのではないかと、それをきちんと検討してくださいと、この部会への宿題をいただいておりますので、その点についても審議の対象にしていただければと思います。

それでは、農林水産省から詳細な御説明をよろしくお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 それでは、資料3-3の中に「資料3-3別添1」というポンチ絵をつけております。具体的な内容については、それぞれ若干説明させていただきます。あと、論点のところについて、私の方からまた御説明させていただきます。

試験的導入ということで、その範囲でございます。緑の帯になっておりますけれども、全国農業地域別（10地域）で1～2の市町村で試験的に導入してまいりたいということです。したがって、全国で10～20ぐらいの市町村ということになります。全体で経営体としましては、1万～2万ぐらいになるということでございます。

今後、市区町村と協議の上、導入の市町村を決定していくことになってまいります。

オンライン報告の具体的な流れということで、ここにつきましては、国勢調査等で導入されている方法と同様の調査の仕方ということになっております。

一番下の今後の本格的導入に向けてということになります。

今後に向けて、全ての調査対象からオンライン報告の意向を把握するというところで、これは調査票の一番最後のところになりますけれども、右隅の方にあります「ご協力ありが

とうございました」ということで「次回センサスでインターネットを利用した回答ができる場合、希望しますか。」ということで、希望する、しないということ、これは先ほどの1万～2万の経営体ということではなくて、全国の全ての経営体について、この調査票の中に組み込んでおりますので、そこで回答をいただこうということでございます。

2つ目になりますが、今回の試験的導入により、実施系統における拡大に向けた諸課題を把握したいということ。

3つ目になりますが、ITに通暁した調査員の賦存状況を把握したいということでございます。

そういったことで実施をしてみたいと考えておりますけれども、先ほど御指摘を受けた論点につきまして、資料3-2になります。私どもの論点への考え方ということで、御説明をしてみたいと思っております。

15ページを見ていただければと思います。

まず1つ目、農林業経営体におけるパソコンやインターネット環境の普及の現状やその分析結果の状況はどうなっているのかということで、全国消費実態調査で2人以上の農林漁家世帯のパソコン所有率は61.7%という状況でございます。

私どもの試行調査の際に行った意向把握で全体の11.7%がオンラインによる報告を希望するという状況にあるということでございます。

2つ目、調査後の検証に当たって有用な情報を得ることが可能となるように留意することが必要と考えるが、どのような基準・方針や考え方に基つき選定するのかということでございます。

地域において、農業や林業の内容や高齢化の状況はさまざま、導入に向けて解消すべき課題についても地域性を有することが想定されるため、農業地域別に分けて配分をしてみたいと思っているところでございます。

3つ目、都道府県や市町村の理解とともに協力を得るためには、オンライン調査の試験的導入を行う目的は何かということでございます。

具体的には、この後の5番目の検証内容というところと共通しておりまして、そこを見ていただければと思います。

どういったことを検証していくのかということになりますが、回答の部分です。

具体的に、実施市町村から把握したい事項ということで、

- ・調査員、市町村段階でのトラブル事案
- ・調査員、市町村段階で発生する新たな負担の規模や種類
- ・オンライン報告の方法等について市町村から調査員への伝達状況
- ・同じく調査員から調査対象の伝達状況
- ・調査員、市町村段階で得られた効果
- ・効率的かつ円滑なスキーム、報告率向上に向けた提言等をいただければと思っているところでもあります。

4つ目に戻ります。オンライン調査の適切な実施を図るためにどのような対応を考えているのかということでございます。既にオンライン調査は、市町村の統計主管課などは、ほかの調査で経験がおありになるということでございますけれども、調査員の手引ですとか、コールセンターにおいて用意すべきQ&Aの作成など、導入市町村と意見交換を通じて構築をしていくとともに、審査体制の強化ということに向けて、必要な財政的な手当を行っていきたいと思っているところでございます。

6つ目、オンライン調査か調査員調査かといった調査モードと調査項目に関連のある属性とが交絡すると回答に偏りが発生して、かつ、それが調査結果から検証できない可能性は否定できないことから、属性が似通っている調査モードが異なる経営体を事後的に比較するなど、調査モードによる差がないかどうかを検証するようにしておく必要があるのではないかと考えています。

一般論として、オンラインの場合にはプライバシーが守られるということで、正確に回答をしていただける方向に結果が変動することは想定されるかと思っているところでございます。

そういったことで、従来からも封入という形でプライバシーを守る形はとってきておりますので、オンライン報告にしたことによって、そういった御指摘のような結果への影響が生じることは少ないのかと思っているところでございます。

また、内容としましても、調査事項が意向等を把握するというのではなくて、人の数ですとか、面積ですとか、具体的な数値について把握をしていくという調査事項になっておりますので、そういった部分による誤差は生じにくいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明では、2020年以降のセンサスなので、次々回になるのですけれども、農林業経営体を対象とするオンライン調査を本格的に導入する方向で検討していただくということになっていて、このこと自体は前回の答申への対応ということで、正しい方向だと思うのですが、問題は導入の仕方、やり方が適切なものかどうかというのが審議の対象になろうかと思えます。

2015年のセンサスにおいて、オンライン調査の効果を実査上の負担などについて検証するために、全国で10～20市町村程度を抽出して、選んだ市町村に存在する全ての家族経営体と組織経営体、約1万～2万の経営体を対象として、試験的にオンライン調査を導入するという計画ですが、今の調査実施者の御説明に対して、何か御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

納口専門委員、よろしく願いいたします。

○納口専門委員 資料3-2の16ページの6番の回答なのですが、先ほど西郷部会長がおっしゃった、例えば年齢によって、若い人はオンライン調査が多いけれども、40～50代に

なると調査員調査を選択するとかという話ではなくて、この回答はプライバシーのことが書いてあるのですが、こういったことを求めている論点なのでしょうか。ちょっと不思議に思ったのです。

○西郷部会長 私の説明の仕方が悪かったと思いますけれども、統計委員会のように問題にされたのは、今、納口専門委員がおっしゃったように、回答者の方にオンラインで回答するのか、調査票で回答するのかというのを選ばせているような形になっているわけです。無作為に割りつけているという実験をしているわけではなくて、回答者の方がオンラインにするのか、そうではないのかというのを選ぶ。そうすると、オンラインを選んだ農業経営体については何か共通の要因というのがあって、例えば若い農業経営体がオンラインを選ぶ人の割合が多くて、年齢構成の若い農業経営体ほど販売額を高く言う傾向があるとか、低く言う傾向があるとか、そういう一定の偏りを持っていたとすると、事後的にそれを検証する、非常に極端な場合、若い農業経営体が全部オンラインで選んで、そうではない経営体が全部オンラインではなく紙ベースのものを選んだとすると、一定の偏りというものが入り得て、しかも、それを事後的に検証することができないということになるわけです。

恐らく、プライバシーの意識が高いか、低いかということも、その一部とは見ることができますので、少なくともプライバシー意識が高いか低いかということについては、オンライン調査を導入することによって、むしろ偏りが減らせるという御回答で、全くの的外れの御回答ではないなと思っているのですけれども、もうちょっと統計委員会で議論されたときには、もっと広い観点から、本当に相手に選ばせるというやり方でオンライン調査を導入して大丈夫ですかと、それを樋口委員長は気になさっていたと思います。

どのように進めるといいですかね。

どうぞ。

○金子総務省政策統括官付調査官 今回は、いわゆる併用ということで、今、部会長がおっしゃったとおり、回答方法を選ばせるということで、それによって、ある意味パソコンの方が楽な人はパソコンで回答していただく。こういうことになるわけで、それはそのような形で利便性の向上が図れる良い方向だと思うのですけれども、ただ、私が先ほど申し上げたとおり、今までは調査員が調査票を回収していた。そこで例えば一定の属性を持っている人が、一定の偏りがある回答をするような場合は、間違っていれば、当然そこで修正がかかっていたはずですが。調査員が調査票を回収しないということで、そういった修正が入らなくなる可能性がある。ここら辺は、例えば市町村の審査の際にカバーできるとか、そういう十分な対応がなされるのかどうか。その点の対応が十分なされれば、最終的な結果というのは偏らないということですが、大丈夫なのかどうか。私どもとしては、そういうところを心配しているところでもあります。

○西郷部会長 オンラインで回答した場合の審査というのがどのように行われるのかということについて御説明いただけますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 先ほどの資料3-3別添1のポンチ絵を見ていただ

ければと思います。

まず、青い「オンライン報告の具体的な流れ」のところを見ていただければと思います。一番初めに「ログイン用のIDを配布」ということで、市町村から調査員に配布がなされて、調査対象からオンライン報告の意向を調査員の方に聞いていただくこととなります。意向がある場合には、ログイン用のIDを配布して、調査対象の方がログインをして回答をしていただく。その段階でも、その際にある程度一定のエラーチェックはかかってまいります。逆に紙の調査票ですと、個人の客体の段階ではかかってまいりません。逆にこちらの方がかかるという形になります。

お答えいただいた後は、オンラインでの報告状況を、次の段の市町村の部分になりますけれども、政府統計の共同利用システムで確認し、調査員に報告ということで、そこでオンライン報告をしなかった調査対象の方々には、もう一度調査員から調査票を回収いたしますが、その下に薄い緑の線がございます。どうしても調査票の完結は市町村段階でやっていただくという形になってまいりますので、その段階で政府統計システムに市町村関係で入っていただいて、内容のチェックをしていただくということがございます。そういったような形で進めていくことになるかと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

納口専門委員、どうぞ。

○納口専門委員 調査員調査で、調査員はこのセンサスの調査票を配布して、回収しますけれども、そこでチェックはしないのですよね。しますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 します。

○納口専門委員 そうすると、先ほどの調査官がおっしゃった、そこでチェックがオンラインだとされないではないかという問題は、依然としてあるわけですね。

○星下農林水産省センサス統計室課長補佐 先ほど申し上げましたとおり、システムで機械的なエラーチェックはできるようにしますので、例えば集計が合っていないとか、ここにこういう数字があるけれども、おかしいのではないとか、そういう簡単なチェックはシステム上でできるようになるということでございます。

○納口専門委員 しつこくて申しわけないのですが、それは調査員がチェックするというのと同じレベルなのですか。

○鹿野農林水産省センサス統計室係長 基本的には、その段階で異常値とか、調査の漏れですとか、そういうことがあった場合には報告できないような形になりますので、報告されるものは、それらを全て通ったという形なので、一定の審査が終わっているということになります。

○納口専門委員 調査員といっても、今はもう素人の方のアルバイトですよね。ですから、そんなに専門的なチェックをするわけではないですね。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 先ほどの回答の中にもあったのですが、16ページの6番の最初のところに少し書いてあります。「一般論として、オンラインによる報

告方法ではプライバシーが守られることから、正確に実態を回答していただける方向へ結果が変動することが想定される」ということが、済みません、ちょっと勘違いしましたが、そういったことが逆にチェックのかけ方の程度にもよるのですけれども、逆にオンラインの場合はチェックのかけ方のミスは少なくなるというところで、そういうことはあるかと思っているところです。

○金子総務省政策統括官付調査官 1つ確認したいのですけれども、私が承知しているところでは、農業構造動態調査という、毎年実施しているセンサスのミニ版みたいな調査で、組織経営体に対してはオンライン調査を導入しているかと思うのですが、その結果において、例えば同規模の同じような内容の経営体で調査回答に偏りがあり、質に違いがあるかどうか。例えばオンラインの方は、先ほどお話があったとおり、高めに売上げを回答しているとか、そういうことがあるかどうかを確認されたことはありますか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 実際、オンライン調査を24年2月の調査で導入したのです。その段階で、オンライン調査による有意な誤差はなかったのではないかと思っているところがございます。オンライン調査とそうではないところの違いというのは、大きな違いは出ていないのではないかと思っ集計をして、公表をしているといった状況でございます。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

オンラインないしコンピュータを介在させた調査の仕組みですと、人の目では気がつかないようなエラーのチェックまで同時に行えるということなので、回答誤差の方はむしろ少なくなるだろうというのが一般的な理解であると思うのです。もちろん、どれぐらいシステムをつくり込むかということにもよりますので、そんなに簡単に回答誤差が調査員調査よりも少ないですよということは言えないのですが、今の御回答では、少なくとも簡単なエラーチェックというのは入るので、回答誤差の面でオンライン調査であるのか、調査員調査であるのかという差はないと理解いたします。

私、先ほど非常に誇張した言い方をしてしまったので、どうも調査のモードが違うと必ず偏りが入るぞという形の発言に受け取られてしまったようなのですけれども、実際にはそういう問題ではなくて、むしろ、オンラインを選ぶ回答者がどんな特性を持っている可能性が高くて、それが本当に回答に有意な偏りというのをもたらすのかどうかというところが焦点になるのだと思います。

その点に関しましては、恐らく回答者がどのような人たちであるのかということをよく御存じの岩村専門委員であるとか、あるいは実際に調査員をオーガナイズなさっている千葉県あるいは地方公共団体の方々に御発言いただいた方が、より詳しい情報が得られるのではないかと思います。

岩村専門委員、いかがでしょうか。どういう方々がこういうオンライン調査というのを導入したときに、自ら進んでオンラインを選択するのかということについて、何か御発言がございましたら、教えていただければと思います。

○岩村専門委員 誰かに勧められないとやらないのではないかと思います。

資料3-3の別添1によると、今回は試験的に導入するという事で、市町村は頑張ると思いますけれども、将来、どのような形で実施していくのかを検討しておかないとオンライン調査は普及拡大しないのではないかと思います。

具体的には、オンライン回答をやりたい人がやるというだけではなくて、国が施策的に導入している認定農業者といった人たちについては、きっちりこの制度の中に組み込んでいくといったことを検討するべきではないでしょうか。

この認定農業者は、国が税金を投入していますので、言ってしまえばこういった人たちはオンラインによる回答を義務化してしまうのもの一つの方法ではないかと思います。また、やり方についても、地方の農家の人にとっては、どう答えていいかわからないということもありますので、個別に回答してもらうのではなくて、例えば役場などに集まってもらって、集団で、オンラインで回答してもらおうといった方法も考えられるのではないのでしょうか。同じような例で、国税庁のe-Taxが当初、個別にやっていて、余り浸透しなかったのですが、農協に集まって集団でやるような形としたところ、浸透が非常に進んだということがあります。

認定農業者のように、国がきっちり育てていかなければいけないこれからの担い手については、しっかりとオンライン調査に取り込んでいき、一方で高齢の方や、土地持ち非農家だとか、将来的に農業を辞めていかれるような方に対しては、従来どおり調査員調査でやっていった方がよいのではないかと思います。

農水省の25年3月の調査では、売上げ3,000万以上の農家は2%で、その人たちが全体の52%の売上げを占めています。仮にこの人たちと認定農業者を含めると、下手すると静岡あたりは県売上げの8割が認定農業者になったりします。今後、そこをどう押さえるかというのが、非常に国からすると構造施策になります。

今回は試験的実施ということでいいですけれども、将来的にはどういう形で実施していくのか、どういった対象をオンライン調査に取り込んでいくのかといったことを検討した方がいいと思います。例えば、1回目はこれでやってみて大丈夫か。第2回目については、認定農業者を中心にやってみるか行くぞといったように。千葉県さんでは余りやっていらっしやらないですが、静岡県さんあたりでは、青色申告が進んでいて、e-Taxなどは団体で、集団でやっていますね。その形で対象となる人たちが役場などに来て、調査員がチェックしながら集団でやれば、調査員一人で、1週間ぐらいあれば100人ぐらいは済みます。

将来的には、国策の一番中心になる、行政のほうも一番捉えたい人たちにターゲット絞ってやっていくことを検討するべきではないでしょうか。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の御意見ですと、偏りのことを気にするよりは、むしろ拡大する方に注力した方がいいのではないかと。ですから、恐らく最初の回答に関しては、その方よりは選ぶか選ばないかということによる偏りというのは、気にするほどのものではないだろうと。むしろ、今

後オンライン調査を拡大していくということであれば、それを促進する方により多くのエネルギーを割いた方がいいという、そういう御意見と伺ってよろしいですね。

静岡県と千葉県の方もオンライン調査の導入ということに関して、特に今、問題になったのは、オンライン調査を導入することによって偏りが入るのかどうかという点と、今、岩村専門委員がおっしゃったように、偏りのことを気にするよりは、むしろ拡大する方向ですね。オンライン調査の導入を拡大することに向けて、行政的な努力をした方がいいのではないかという御意見。その2点に関して、いかがでしょうか。

○川島千葉県総合企画部統計課長 千葉県庁です。

まず1点目は、偏りの部分について、私は理解がちょっと違っているかもしれないのですが、今回は試行ということなので、これはやった方がいいと思っているのです。この提起された論点の偏りというのは、選んだ人がそもそも、いわゆるITのリテラシーが高い方が選んだ結果、その結果について試行した結果、これはいいとか、悪いとか、あるいは問題点はこうであるとかいう結果に偏りが生じるのではないかという危惧だと理解したのですけれども、それは確かにそのとおりだと思います。

だから、そういう点は、やはり年齢層とかを割り引いて、そこは補整して解釈する必要があるというのは、多分論点提起されているとおりに思います。

都道府県ないし市町村を見渡しての感想ということで申し上げますと、私どもは登録されている調査員だけでも6,000人からいるわけです。登録されている調査員について、特に私どもは焦点を当てて物を見るのですけれども、登録されている調査員が6,000人いる中で、60歳以上が4,000人で3分の2を占めるという状況にあります。

ということで、今回はまだ試行だからいいのですけれども、インターネットを使って恐らくやっていくという段階では、1つは操作方法。パソコンであるとか、入力の方法方法に関してのスムーズな展開がどうなるかということと、もう一つは、ID管理を調査員にも責任を持たせなければいけないので、その2点については、今までと調査員の注意点、自分がそれを管理しなければいけないのだという意識の高まりというものを殊さら求めなければいけないのではないかと思います。

ID管理について言えば、今までは未記入の調査票をとにかく配って、それで回収をするという、言わば単純な調査対象世帯との接し方から、今度はIDをしっかり管理して、それが紛失されないようにしなければならぬということまで出てくるわけです。ということで、非常に調査員の方の管理責任について、もっとシビアな見方をしなければいけないのではないかという点をどう教育するか。これが1点です。

それから、試行段階では、入力とかWeb操作に関しては、恐らく調査員自らが答えるというよりは、コールセンターみたいなところで集中的に答える体制がとられるのでしょから、そのところはそんなに心配しなくてもいいのかもしれませんが、私もe-Taxを自分でやっていて、余りに調査票といいますか、内容の入力に至るまでの手続が煩雑過ぎて、e-Taxは今ではやっていません。

これがどういうシステムで提供されるのかはわかりませんが、手続全体を見渡したときに、どれだけスムーズにいくかというシステムに入ってから簡明さも問題ですが、これを選択的でなく、全体に広げていかなければならないともし考えたとしても、それは調査対象世帯全体もやはり、農林は特に高齢者が多いと思いますので、PCのイロハのイから始まって、いろいろな形でのこれがうまくいかないとか、いろいろなものに答えなければいけない。それでコールセンターで対応できるかということも考えなければいけないので、Web操作、入力操作に対するいろいろなトラブルが、本当にいろいろなレベルで起きるだろうと思います。それに対して、どのように答えるのか。試行段階ではこういうふうに答える体制を敷く。それをもっと義務化するならば、それは別の体制で拡大して体制を構築しなければいけないとか、いろいろなことをこれから考えていかなければいけないと思います。

そういうことを試行段階で十分見渡せるように、幅広くやっていただければと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

では、静岡県、お願いします。

○伊熊企画広報部統計調整課長 静岡県です。

まず、今回、農家のパソコン環境といいますか、インターネットの利用動向について、全国的にそうだと思うのですが、静岡県においても、例えば農協が運営するファーマーズマーケットなどに、100円の野菜も小さい農家でも搬入するわけです。そのときには毎日というか、出荷直前にパソコンなり、メールを見てやっていますので、そういった農家も増えている。

もう一つ、静岡県では、病害虫の発生情報とか予察情報、これらも正式には、農協を通じてペーパーが行きますが、やはりインターネット上でも情報提供をしていますし、希望者にはメールマガジン等で直接配信しておりますので、そういった意味でインターネットの利点は、やはり情報がリンクできること。例えば病害虫の発生した虫の情報、散布する農薬の情報、発育状況に応じた農薬の薄め方とか、そういった細かい情報まで合せてリンクできるというのが、インターネットの便利さでもありますし、その点については、農家もやはり便利さを感じていますので、そういった農家は非常に増えていると思います。

要するに、農家におけるパソコンの環境はもう整って、6割というか、意識の高いところはもっと高いと思います。

今、岩村専門委員から質問というか、インターネットを介した場合、バイアスがかかるかどうか。その中で、例えば青色申告、e-Taxとか、財務諸表をつくるにも今はパソコンを使っていますが、これは難しいのですが、法人の経営の財務諸表は正しくしないと経営判断を間違えますので、これはいいのですが、個人の青色申告は、やはりいかにして税金を安くするかの申告ですので、かなり低めの申告が多いと推察されます。

今、農協がそういうe-Tax、青色申告を進めていると、どうしても数字が低く、低く出てしまう。これは物によると思います。

そういった農家のパソコン環境の中で、今回の農林業センサスにおけるオンライン調査については、やはり農水省さんからの説明にもありましたが、個人情報保護意識の高まりや、利便性の向上をあわせて選択肢も多い方がいいと思っております。

ただ、実際の調査員がいて、紙ベースでやった方が、例えば農家の場合は、いろいろな統計調査があると思いますが、今回の農林業センサスの農家の場合は、もうそこも地元ともかなり密接に顔が繋がっている関係がありますので、慣れた調査員であれば、紙ベースの方が精度は高いのではないかと思います。これはインターネットにしたから、それから紙ベースにしたからという誤差は余りないように思いますが、オンライン調査の実施する点での1つ、岩村専門委員から、拡大していくのか、どうするのだという中で、やはり法人、今の財務諸表がしっかりしているところは、もうオンライン調査でも十分対応できますので、そういった意味では、認定農業者協会とか、~~法人~~農業法人協会等を通じて呼びかけていく。オンライン調査への、要するに生産額の大きいところですね。先ほど言った2割の法人が8割を生産しておりますので、そこはかなり精度が高くなると思います。

もう一つは、一般の農家の方をいかにインターネット調査に向けるというか、理解を求める、調査の協力を求めるという点では、やはりオンライン調査が役に立つ。先ほど言ったような病虫害ではないのですが、要するに協力したらメリットは何だと。その辺をもう少し提示していただければと思います。

例えば具体的には、オンライン調査、今回、調査をする側としての利便性を強調しておりますが、農家から見てどんなメリットがあるのだということ、実際、調査の協力依頼に行くときも、やはりこの統計は非常に役に立っているのだと。でも、どう役に立っているのかというのは、口で説明するとなかなか難しいのです。そういったときに、例えばインターネットで調査の初期画面に前回調査の調査結果の概要だとか、農業白書へリンクできるとか、そういったボタンがあれば、非常に便利ですし、知らなかったことを農家も知るかもしれません。そういった意味でオンライン回答が調査の理解につながって、調査協力につながるような設計、オンライン回答ありがとうございましたとかで終わってしまうのですが、その後、農業白書だとか、前回調査結果のリンクボタンを是非、設けてほしいというのが、静岡県の場合、今回発言させていただきましたので、要望というか、そういったことでよろしいでしょうか。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

私なりにまとめさせていただきますと、偏りに関しては、千葉県さんの方から可能性は十分にあるというお話だったのですが、偏りはあるにせよ、試験的に導入するということに関しては、今回是非やってみるべきだという望みになるうかと思えます。

偏りがあるかないかということに関しましては、印象でお話をしても、恐らく決着がつかない。多少は入ってしまうというのはしようがないような気がしますというのは、恐らくは国勢調査でもオンライン調査というのは、回答者が選ぶような形でもう既に導入されておりますし、ほかの調査でもオンライン調査というのは導入されております。それ

を非常に厳密に比較すれば、選択した回答の仕方によって多少の偏りというのは入っているということが多分検証されるような形になると思うのですが、問題は、その偏りが本当に無視できないほどの偏りなのか、そうではないのかということだと思っております。

先ほど金子調査官の方から、農業構造動態調査ということで、先ほど岩濱室長の方から心証に基づく御回答があったのですけれども、せっかくそういう材料があるのであれば、規模が同じようなところで、オンラインで回答した場合と、そうでない場合との比較等を次回数字で示していただいて、この程度の偏りであれば問題ないだろうという整理にさせていただければと思っておりますけれども、それはまず1つの宿題とさせていただきます。

もう一つは、オンライン調査を今後恐らく拡大させていくということになると思っておりますけれども、かなりいろいろなアイデアをいただいて、例えば言わば規模の大きいところに関しては、強制的にという語弊があるかもしれませんが、積極的にオンライン調査に協力していただくような仕掛けというのを入れておいたらいいのではないかとか、あるいはシステムの使い勝手ですね。あと、調査員に今度は今までとは違った訓練が必要になるのではないかとか、いろいろな示唆をいただきましたので、恐らくそういったことについて情報を集めるための試験的な導入だと私は理解いたしますので、その点についても、試験的導入に関して、どういうところに視点を置いて、事後的な検証をするのかということも、偏りの有無の検証にあわせて、次回お答えいただければと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 わかりました。

○西郷部会長 椿委員、よろしく申し上げます。

○椿委員 この場合の偏りという話は、基本的に例えばオンライン調査に使われる方と、調査員調査に使われる方は、例えば同じ年代で同じものがどちらかにいったときに、その回答傾向が変わるかという問題であって、例えば素朴にオンライン調査の人の方が若い経営体の方であって、そこの収入レベルが違うとか何とかというのは、それは実は偏りではなくて、むしろ回答率みたいなものがそろそろ。例えばオンラインをやることによって若手の人が上がってくると、回収率が変わることによって、結果として前の調査との接続がちょっと違うという形になるのだけれども、それが偏りかどうかはわからないわけです。むしろ、真の調査に近寄ったかもしれないので、非常に前半の調査系統の違いによる偏りというのは、本来極めて検証しにくい、今、部会長がおっしゃられたとおりのものだと思うので、逆に言うと、もちろんそういうエビデンスが出るなら出たでしようがないですが、一般的には、より便利な、利便性の高い調査系統というものが採用されるということ自体には、それほど抵抗はないのではないかと考えております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

偏りという言葉のつけ方には気をつけないといけないですね。オンライン調査を導入することによって回答率が上がるということであれば、むしろ今の方が偏りが大きい可能性があるわけなので、ありがとうございます。

それでは、前回の答申に対する対応ということで、オンライン調査の試験的導入ということに関しては、今、私がまとめて、次回、数値的な検証等、今後への対応ということについて、農林水産省の方から御回答いただくという形でまとめさせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 今、西郷部会長が言われたとおり、基本的には結構なのですが、一、二確認をさせていただきたいのですけれども、前回諮問時に、インターネット調査を導入するのは、経営体についての調査と書かれていますが、何故に農業集落という領域についてインターネットを導入しろという議論がなかったのかということを少し確認させていただきたいのが1つ。

もう一点は、それとも絡むのですが、私、農業地域というのはよくわからないので、これは非常に単純な質問なのですが、農業集落について御回答されるのは、どういう方が御回答されるのでしょうか。多分、回答される方との関係だとか、インターネットを使うかどうかというのも少し絡むのだろうと思うのですが、その2点を確認させていただければと思います。

○西郷部会長 よろしいですか。

○星下農林水産省センサス統計室課長補佐 農山村地域調査のうちの農業集落調査につきましては、その地域の例えば区長さんであるとか、農家組合長さんであるとか、全部で約14万農業集落あるわけですけれども、そういう方々を市町村あるいは農協さんであるとか、いろいろなそういう機関に紹介をしていただきまして、その方々をこの集落の精通者とリストアップさせていただいて、そこに調査員の方に行ってもらって、調査票を渡してもらって、書いてもらうという仕組みになっています。

ですから、精通者の方にこちらからお断りをして、こういう調査がありますということはないものですから、行ったところが、全部はその精通者の方ではわからなかったという場合もありますので、そうすると、またさらにほかの精通者の方を紹介していただいて、そちらに行って書いていただく。そういった方法をとっておりますので、恐らくそういうことで、お答えいただく方が固まっていないということもあって、オンライン調査に乗っていないのではないかと考えております。

○西郷部会長 今の御回答でよろしいですか。

○竹原委員 ということは、逆に言えば、調査員の方が書かれるケースの方が、実態的には多いということになるわけですか。

○星下農林水産省センサス統計室課長補佐 基本的には、調査票を渡して、精通者の方に書いてもらう。あるいは精通者の方から聴きとって、調査員の方が書くということもオーケーですという調査方法にしておりますので、すみません、どちらの割合が多いかというのは、今の段階では把握していません。

○西郷部会長 それでは、オンライン調査の試験的導入に関しては、以上をもちまして、

一応決着というか、次回宿題がございますけれども、それを踏まえた上で決着させていただければと思います。

続きまして、前回の答申への対応の2点目になりますけれども「農業経営体の形態に応じて、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討すること」との指摘についてです。

審査資料3-1の審査メモに沿って、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、御説明をさせていただきます。

前回の農林業センサスに係る統計委員会の答申における今後の課題の2つ目ということで、審査メモの27ページの枠書きに記載しておりますとおり、いわゆる農林業経営体調査について、農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討するということでもあります。

なお、この事項は、農林業経営体の調査対象としては、いわゆる家族経営の農家とか、会社形態のものといったものに大別されまして、当時の認識では、両者では調査事項に相違があるということで、この点に考慮して調査票を設計する必要があるという問題意識で記載されたものであります。

農林水産省では、この指摘への対応を検討した結果、審査メモの27ページの「審査結果」というところに記載しておりますけれども、まず、家族経営体と組織経営体の両方が回答する調査事項が設問全体の9割程度を占めているということで、いわゆる経営体の種類別に調査票を分割するというのではなくて、共通の調査票により調査を行う。ただ、調査事項に少し工夫をする。つまり、家族経営体、組織経営体の両方が該当する設問は、できるだけ調査票の前の方に配置する。また、その一方の経営体のみが該当する設問というのは、その旨がわかるように視認性を高めるため、色彩とかを工夫するといったような措置を講じることとしております。

これにつきましては、私どもとしては、こうした対応に至った検討経緯等を詳細に確認するとともに、審査メモの28ページに「論点」として記載しておりますとおり、一般的な農林業経営体に比べて、例えばある一定の経営体の場合、記載する調査事項が少ないとか、そういう例はないのか。仮にあるとするならば、そういったものについて共通の調査票で調査を実施することは、効率的な調査実施等の観点から適当か。そういったことについて確認する必要があると考えているところであります。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 資料3-3になります。その中で具体的に調査事項の項目順序の変更ということで、「資料3-3別添2」という資料をつけております。

今、概要の説明がございましたけれども、その中で具体的にどういったような対応をとったかということになります。これら調査事項が2015年と2010年の事項が載っております。

すが、2015年の事項につきまして、例えば家族経営体と組織経営体の調査事項がどれだけ共通しているかということていきますと、調査事項数としては、おおむね9割の調査事項が共通いたしております。そういったことも踏まえて、調査票は1つ共通した調査票を使うことが適切ではないかと判断したところでございます。

ただ、御指摘も踏まえつつ、より家族経営体あるいは組織経営体の方々が御記入していただきやすいようにということで、共通的な事項は前の方に集中をさせるということ、あるいは右側の10年のところでいきますと、2010年の調査票のオレンジ色の枠で囲んだところなどにつきましては、組織経営体の関連になりますけれども「回答者が一部の会社法人等に限定されるため経営の特徴に関する項目として後方に配置」と。

中段になりますが、やはりオレンジ色の部分で「経営の多角化など、一部の回答者が取り組んでいる内容（出現率が低い項目）のため後方に配置」ということで、農業経営の特徴といったところで、同じ部分で組織経営体が御回答いただくようなところを集中させております。

ただ、調査票につきましても、その部分につきましては、オレンジ色で囲むなど、わかりやすい形で組織経営体の方、あるいはそれ以外の方も逆にそこのところは結構ですよということは、違うのだなということがわかるような形をとっているような対応をとっております。

同じように、2010年の部分で紫の薄い枠になりますけれども、半分から上の方になりますが「林業関係の項目は一群として配置」ということで山林の面積、それから一番下になりますが、林業産業のところになります。保有山林に関連した調査事項ということで、施業の状況や面積ですけれども、そういったところを合わせてくることによって、山林に関する、あるいは林業産業に関するものを合わせて御回答いただけるような形をとってきたところでございます。

そういった形で御回答いただきやすいような対応をとってきております。色分けもするなど、具体的な対応をしてきたところでございます。

それから、論点で御指摘いただいた資料につきましては、資料3-2の17ページのところになりますけれども、私どもの考え方を整理しております。

御指摘は、対象となる調査項目が少ない経営体の例はないか。そうした場合に、共通の調査票で調査を実施することは効率的な調査実施の観点から適切かという御指摘をいただいております。

農業、林業について、具体的な活動が低調であればあるほど回答すべき調査項目は少なくなる傾向にありますけれども、そのような対象は事後的に判明することであって、事前に判断することは非常に難しいということはありません。

それから、事前に判別を行えたとしても、対象ごとに異なる調査票を使用した場合に、活動の進展や停滞がどの程度生じているかわからないため、そういったことに対応して調査票を調査員の方が配り分けるということはなかなか難しいであろうし、具体的に財政的

にも労力的にも非効率となるのではないかと思っているところでございます。

過去に2種類の調査票を経営規模に応じて使い分けて実査を行った際にも、回収後に調査票の回答内容を見ると、配り分けを間違えていることが明らかとなり、再調査を行ったという事態が発生した経験がございます。

また、当時の趨勢と比較して、詳細な調査票の対象の減少率が高まって、簡略調査票の対象の減少率が大幅に鈍化して、調査項目の少ない簡略調査票の対象となる方向へバイアスがかかったような疑いも見られたところでございます。そういったことも踏まえて、現場段階の調査員の方々を含めた混乱や数値の安定性を損なうおそれも含めて、こういった判断をしまいったところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明は、農業経営体調査については、家族経営体及び組織経営体の両方が回答するというので、1つの案としては調査票を分けるということもあり得るわけですが、今の御回答では9割ぐらいは調査項目が同じであるということから、経営体別に調査票を分割することはしないのだけれども、並べ方等を工夫したということですね。例えば家族経営体と組織経営体の両方が回答するものを冒頭の方に集中させて、家族経営体及び組織経営体のみが回答するような設問については記入漏れ等がないように色分けをするという工夫がされているということです。注意書きも適宜書き込むということでした。

今の御説明に対して、何か御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。非常に細かいものですので、この並べ方で本当にいかどうかというのは、なかなか今すぐに判断するのは難しいかもしれません。何か意見ございますか。

実は、今日はあと5分くらいしかないのですけれども、前回の答申への対応というものがもう一つございますので、もう一つの論点も先に説明させていただいて、この2つの論点を合わせて質問を受け付けるという形にしたいと思いますが、その進め方でよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、論点の説明の方を先に進めさせていただきます。

国勢調査の調査区情報等を活用で今日に検討することという指摘がございまして、その点に関して、審査資料3-1の審査メモに沿って、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、説明させていただきます。

前回答申の今後の課題の3つ目ということで、審査メモの28ページに枠書きで記載しております。いわゆる農業集落としての集落機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などの活用を検討することということでもあります。

この事項につきましては、農林業センサスでは小地域別に農林業経営体については農家数、農家世帯員等、また、農業集落については総戸数、集落内での活動状況等、いろいろ

な情報をとっているわけであります。

一方、総務省では、国勢調査や経済センサスの調査結果に基づき、小地域別に地域メッシュ統計といったものをつくっておきまして、例えば基準となるメッシュでありますと1km四方ということになるのですけれども、この単位でその区域内の住民の年齢別人口とか、あるいは産業別就業者数とか、そういったものが把握できる形になっています。

こうしたことで、農林業センサスの情報と国勢調査等の情報を小地域別にリンケージしたデータといったものが作成されれば、その農業集落における高齢化とか、あるいは農家とそれ以外の世帯の混住化の進展状況とか、あるいはその集落内の学校、病院、小売業など、そういったものの所在状況とかいったような、今後、集落機能を維持する上で有用な情報が得られるとの観点から記載されたものであります。

農林水産省ではこの指摘を踏まえまして、審査メモの28ページの②に記載されておりますが、現在、地域メッシュ別に農林業経営体に関する調査結果を集計して、地域メッシュ統計と農林業センサスをリンケージした小地域別のデータセットの作成作業を進めているということであります。

今後、このデータセットに加え、さらに農業集落に関する情報もリンケージする予定だと聞いております。

これにつきまして、私どもといたしましては、リンケージすること自体は、方向性として適当と考えているのですが、そもそもリンケージすること自体は、かなり昔、具体的に言うと、平成12年の農林業センサスに係る、当時は統計審議会とっておりましたが、その審議組織の答申で指摘された事項でありまして、それからかなりの期間が経過しているということで、当時から今日までの本事項の検討経緯といったものを確認する必要があるのではないか。また、今後の農業集落に関する情報のリンケージという予定についても、具体的にどういうことをお考えになっているのかということを確認する必要があると考えているところであります。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施局の方から御説明をよろしく願いいたします。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 なるべく簡潔にいきたいと思いますが、資料3-3の別添3を見ていただきますと、具体的な方策を図的に表現しております。

ここに入ります前に、今、経緯という御指摘がございましたので、若干御説明させていただきます。

当初、平成12年という話でしたけれども、農林業センサスの集落の境界と国勢調査の基本単位区をなるべく一致させていけないかということをやまず努力しようとしてしました。そのことについては、やはり境界線の一致ということは非常に困難だということが明らかになり、それについては断念をいたしました。そういったことを踏まえて、今回こういった方法を今、進めているということでございます。

この図でいきますと、国勢調査の方で基本単位区の地域メッシュをおつくりになっています。1 km平方で、ポンチ絵の一番上の図になりますが、緑の線で区切られた部分はそのイメージでございます。それと、赤の破線が農業集落のエリアのイメージでございます。

そのところをどういうふうに対応していくかということなのですが、最近では、私どもの調査した経営体の住所の緯度、経度で、ジオコーディングという形で、国勢調査でつくられているメッシュの方に経営体のプロットが可能になっているという場所で、そういった形で国勢調査のメッシュの方に私どもの経営体の情報等をデータとして取り込んでいくということは、確実にそれは進めることはできるだろうと思って、準備を進めております。

今回からは、住宅地図も使いながら、調査上住所にかなり不安もあったのですが、その点については住宅地図を使うことによって精度を上げたいと思っているところでございます。それが1つの段階でございます。

ただ、どうしても農業集落のエリアというもので行政は現在どんどん動きますので、そういったところにかに国勢調査のメッシュの方のデータを接近できるか、取り込んでいけないかということの検討を今、進めているところでございます。どこの集落の部分にどのメッシュが該当するのかなど、そういった形で所属を明らかにしていくことで、利用者側の判断で利用していただくとか、いろいろなことを検討しながら、その方向で提供できるような形になればいいなという方向で進めているところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

申しわけございません。18時を過ぎてしまったのですが、今日は前回の答申に対する課題というのは、是非、今日のうちに片づけておきたいと思っておりますので、私の判断で10分ないしは15分ほど延長させていただきます。もちろん、この後、既に予定が入っている方におかれましては、御退席いただいて構いません。

それでは、今、2つ論点がございましたけれども、最初が家族経営体及び組織経営体の調査票の個別の対応の状況ということについて、それから、国勢調査の調査区とのリンケージということに関して、この2つの観点に関して、まず最初に御説明いただきました調査票の役割分担というか、具体的には資料3-3の別添2にございます調査項目の並べ方の変更等に関してなのですが、何か御意見がございましたら伺いたいと思います。

納口専門委員、どうぞ。

○納口専門委員 その手前で恐縮なのですが、法人と法人以外のところを分けるのか、分けないのかという議論なのですが、2000年センサスまでは、農家に対する調査票と農家以外の事業体に対する調査票が分けられていたわけですが、2005年からこれが一緒になって、そして林業も一緒になって、農林業経営体になったわけですが、実態を見ていて、農家と農業法人というのはかなり連続的だと思いますので、そこを一緒の同じ調

査票で調査するというのは理にかなっているのではないかと理解しております。

それと、今、部会長がおっしゃられたところは、かなり技術的なというか、見やすいように、間違いがないようにということですので、そこについては特段の意見は持っておりません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のは、調査実施者の方に回答を求めるようなことですか。

○納口専門委員 そうではないです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

岩村専門委員、どうぞ。

○岩村専門委員 家族経営体と組織経営体の違いといったら、所得税か法人税の適用税法の違いや勘定科目体系の違いはありますが、農業的には変わらないと思いますので、私は提案の分け方でよいと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○岩村専門委員 次のところもいいですか。

○西郷部会長 国勢調査の方ですか。

○岩村専門委員 はい。

○西郷部会長 済みません。その前に、資料3-3の別添2に関して御意見がございましたら、先に伺っておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

私が事前に御説明をいただいたときに質問させていただいたことは、従前は山林というのが一カ所にまとまっていたのが、新しい案だと上の方に「【5】土地」の中に「耕地以外（山林・原野など）」と出てきて、また下の【12】に林業としての山林というのが出てくるのですけれども、この辺が回答者に誤解を与えないだろうかという質問をさせていただいたのですが、もう一回だけ、ちゃんと誤解がないように対応していただければということを確認させていただきたいと思っております。

○鹿野農林水産省センサス統計室係長 農林業経営体調査票の12ページを御覧いただければわかるかと思うのですが、1番のところの山林の面積というのが、先ほど部会長から御指摘がありました、前の部分から後ろに持ってきた具体的な部分でありまして、この山林の中で、具体的には4行目のところで、保有山林というものを特定した上で、2番であるとか、3番、4番は保有山林に絡めた調査項目ですので、これらが分離していると、逆に間違いが多い。土地のところの中で資産という意味で、一緒に山林を置きたいという意向を我々は持っていたのですけれども、そちらについては、5ページのところの山林というのを残しつつ、後ほど12ページでお書きくださいという形で、後ろへの誘導をつけながら、林業のところでは保有山林との連続性をもって回答いただきたいと思いますという形で対応しております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに資料3-3の別添2に関する御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○金子総務省政策統括官付調査官 課題の2番目の関連で、ご回答は今ということではなく後ほどでも結構なのですが、1点、確認をさせていただきたいと考えている部分があります。

実は、今の御説明にもありましたとおり、いわゆる農業と林業が1つの調査票になっているわけですけれども、例えば前回のセンサスの結果でいきますと、農林業経営体は約173万経営体あるわけですが、そのうち林業の部分、いわゆる林業単独、もしくは農業と林業を両方やっている林業の部分というのは14万経営体。つまり、全体の1割以下しかない。ということになると、調査票上どうなるかということ、9割の調査票は林業の部分が空欄になるということでもあります。こういったような形でも共通の調査票でやるのが適当なのかどうか。これについては、今でなく次回の部会で結構なのですが、調査実施者から御説明をいただければと考えております。

○西郷部会長 どういたしますか。

○岩濱センサス農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計室長 では、今、簡単に。

この林業につきましては、調査票はもともと別々だったものを一体化してきた経緯がございますので、その経緯も含めて、また御回答したいと基本的には思っております。

さらに言いますと、先ほどと同じなのですが、調査票を配り分けていくということが起こるとのこと。それから、現在の調査票的には、林業の部分を後ろに持って行って、間違いが起これないようにしてきているということも踏まえて、また回答を次回させていただければと思っているところでございます。

○西郷部会長 わかりました。

では、次回、御回答いただくということでよろしいですね。

○岩濱農林水産省センサス統計室長 はい。

○西郷部会長 それでは、2番目の論点に関しましては、次回の御回答をもって決着したいと思います。

それでは、もう10分ほど超過してしまっているのですが、3番目の論点である国勢調査との調査区のリンケージに関して、岩村専門委員が御意見があるということだったのでお願いします。

○岩村専門委員 農業そのものが農業だ、商業だ、工業だという境を越してきている。ですから、各省庁のいろいろな調査データがこのような形で整理されると私はいろんな角度から分析できありがたいです。是非やって欲しい。

○西郷部会長 わかりました。

是非やってほしいということなので、先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、当初は国勢調査区に合わせるような努力を重ねたのだが、それは技術的というか、非常に難しいということなので、むしろ位置情報を介在させたジオマッピングといった空間統計学

的などと言っていいのかどうかわかりませんが、空間情報を利用した空間的なマッチングというので、両者併存させるような道で、なおかつ両方の情報が合わせられるような方策を打ち出したという理解でよろしいですね。

○岩村専門委員 はい。

○西郷部会長 何か御質問あるいは御意見等ございますか。

もし特段に反対意見とか、もっとこういうやり方の方がいいという意見がなければ、前回の答申に対する対応というのは、この3番目の観点に関しては適切であるという結論にしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、今日予定しておりました前回の答申に対する課題、1番目に関しては、農業構造動態調査でオンラインによる回答とそうではないものとの対応関係に偏りがあるかないかという検証をしていただいて、その報告を聞いた上で決着ということにしたいというのが1つ。

もう一つは、調査票が今、農業と林業と一緒にしているのだけれども、前回の農林業センサスのときに、それをこれまで一体化してきたという経緯があるわけなのですが、そういったしますと、農業と林業とで、例えば9対1ぐらいの割合で農業経営体と林業経営体とがあるのですが、空白の部分というのがかなり増えるのではないか。その点に関して、次回資料等を準備していただいて、御回答をいただく形になっていただきたいと思います。

それでは、今日の審議はこれまでといたしまして、次回以降の部会につきまして、金子調査官の方から連絡をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 それでは、次回の部会につきまして、御案内申し上げます。

次回の部会につきましては、6月13日木曜日の16時から、本日同じこちらの会議室で開催いたします。

今回は、本日御審議いただいた「前回答申の今後の課題」への対応の中で、先ほど部会長から申し上げた、若干の積み残し部分及び個別の調査事項の変更や調査時期の変更等について御審議をいただきたいと考えております。

また、最初の説明で申し上げましたとおり統計様式案についての御意見、また、もし次回の部会において何か準備をお願いしたい資料等がございましたら、6月6日木曜日までに、メール等で私ども統計審査官室まで御連絡いただければと考えております。この関係につきましては、また別途、私どもの方から委員、専門委員の皆様方にメールにて御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日お配りしている資料でございますが、必要なもののみお持ち帰りいただければ、その他のものはそのまま机の上に残しておいていただいても結構であります。次回の部会までに、私どもの方で保管いたしまして、次回の部会の席上にまた改めて御用意いたします。

そういったことで、もしお持ち帰りいただく資料がございましたら、必ず次回部会に御持参くださるようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

なお、本日の部会の結果概要につきましては、事務局から事前にメールにて照会いたしますので、修正等の対応をよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

長時間どうもありがとうございました。